

鳥取県介護テクノロジー一定着支援事業補助金交付要綱 新旧対照表

改正後		改正前	
鳥取県介護テクノロジー一定着支援事業補助金交付要綱		鳥取県介護テクノロジー一定着支援事業補助金交付要綱	
第1、2条 略		第1条～第8条 略	
(補助金の交付)		(補助金の交付)	
第3条 別表1の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。		第3条 別表1の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。	
2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第4欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第5欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(同表の第6欄に定める額を限度とし、 <u>千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</u>)以下とする。		2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第4欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第5欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(同表の第6欄に定める額を限度とする。)以下とする。	
3 鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。		3 鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。	
第4条～第8条 略		第4条～第8条 略	
<u>(財産の処分に係る補助金の返還)</u>		<u>(新設)</u>	
第9条 補助事業者が規則第25条第2項の規定に基づき、知事の承認を得て財産の処分をする場合において、知事が補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分することにより得る収入の全部又は一部に相当する額及び補助金額の全部又は一部を県に納付するよう指示したときは、 <u>補助事業者は、これに従わなければならない。</u>			
(雑則)		(雑則)	
第10条 略		第9条 略	
別表1		別表1	
1 補助事業	(1)介護テクノロジー等の導入支援	(2)介護テクノロジーのパッケージ型導入支援	
2 事業実施主体	下記対象事業所を運営する法人等		
3 対象事業所	・介護保険法に基づくサービスを提供する県内のサービス事業所(訪問介護事業所や、居宅介護支援事業所を含む。) ・老人福祉法に基づく県内の養護老人ホーム及び軽費老人ホーム		
4 補助対象経費	<p><u>ア 「福祉用具情報システム」(公財)テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。)に掲載された介護テクノロジー等</u> <u>「TAIS」において「介護テクノロジー」として選定された機器等及びこれと機能等が同水準と県が判断した機器等の導入に要する経費</u> <u>(当該年度に当該機器を導入する場合には、一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費等を含む。)</u></p> <p>イ その他 アによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等の導入に要する経費</p> <p>(例) ・バックオフィスソフト(電子サインシステム、給与、勤怠管理等)等</p>	<p>(1)アの機器等のうち、「介護業務支援」に分類されているテクノロジー又は「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと同水準の機器等と、そのテクノロジー等と連動することで効果が高まると判断できる(1)アの機器等を導入する場合に要する経費</p> <p><u>(当該年度に当該機器を導入する場合には、一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費等を含む。)</u></p> <p>(例) ・「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 ・「介護業務支援」に該当する複数の機器 ・<u>介護ソフト+インカム</u>等</p>	
1 補助事業	(1)介護テクノロジー等の導入支援	(2)介護テクノロジーのパッケージ型導入支援	
2 事業実施主体	下記対象事業所を運営する法人等		
3 対象事業所	・介護保険法に基づくサービスを提供する県内のサービス事業所(訪問介護事業所や、居宅介護支援事業所を含む。) ・老人福祉法に基づく県内の養護老人ホーム及び軽費老人ホーム		
4 補助対象経費	<p><u>ア 重点分野に該当する介護テクノロジー</u> <u>経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」(以下、「重点分野」という。)(別紙参照))に該当する機器等の導入に要する経費(※1)</u></p> <p>イ その他 アによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等の導入に要する経費</p> <p>(例) ・<u>移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器(床走行式リフト等)</u> ・<u>介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器(一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等)</u> ・<u>生産性向上に資する福祉用具(例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボード等)</u> ・<u>職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器(インカム等)</u> ・バックオフィスソフト(電子サインシステム、給与、勤怠管理等) ・<u>バイタル測定が可能なウェアラブル端末</u>等</p>	<p>(1)の介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合に要する経費(通信環境整備にかかる経費も含む。)</p> <p>(例) ・「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 ・「介護業務支援」に該当する複数の機器 ・<u>介護記録ソフト+介護請求ソフト</u>等</p>	

5 補助率	4/5		5 補助率	3/4(当該額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)																															
6 基準額	<p>ア 第4欄アで示す機器 <u>(ア)「移乗支援(装着型・非装着型)」、「入浴支援」、「介護業務支援」のうちインカム</u> :1機器につき100万円</p> <p><u>(イ)「介護業務支援」のうち介護ソフト</u> ①職員数(※1)に応じて必要なライセンス数が変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約方式の場合 :以下の表による</p> <table border="1" data-bbox="332 428 742 583"> <thead> <tr> <th>職員数(申請時点)</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名以上10名以下</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>11名以上20名以下</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>21名以上30名以下</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>31名以上</td> <td>250万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②上記以外の契約方式の場合 :1事業所につき250万円</p> <p>※介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費が発生する場合は、基準額に15万円を加算することとする。</p> <p>※訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所(介護予防も含む。)であって、<u>交付決定年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。</u></p> <p><u>(ウ)上記以外</u> :1機器につき30万円</p> <p>イ 第4欄イで示す機器 <u>(ア)バックオフィスソフト以外</u> :1機器につき100万円</p> <p><u>(イ)バックオフィスソフト</u> ①職員数(※1)に応じて必要なライセンス数が変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約方式の場合 :以下の表による</p> <table border="1" data-bbox="332 1289 742 1444"> <thead> <tr> <th>職員数(申請時点)</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名以上10名以下</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>11名以上20名以下</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>21名以上30名以下</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>31名以上</td> <td>250万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②上記以外の契約方式の場合 :1事業所につき250万円</p> <p>※訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所(介護予防も含む。)であって、<u>交付決定年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。</u></p>	職員数(申請時点)	基準額	1名以上10名以下	100万円	11名以上20名以下	150万円	21名以上30名以下	200万円	31名以上	250万円	職員数(申請時点)	基準額	1名以上10名以下	100万円	11名以上20名以下	150万円	21名以上30名以下	200万円	31名以上	250万円	<p>機器等の合計経費 :1事業所につき1,000万円</p> <p>※介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費が発生する場合は、基準額に15万円を加算することとする。</p>	6 基準額	<p>ア 第4欄アで示す機器等のうち「移乗支援(装着型・非装着型)」「入浴支援」に該当する機器又は第4欄イで示す機器 :1機器につき100万円</p> <p>イ 第4欄アで示す機器等のうち「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」 ① 職員数(※2)に応じて必要なライセンス数が変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合 :以下の表による</p> <table border="1" data-bbox="1765 470 2175 625"> <thead> <tr> <th>職員数(申請時点)</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名以上10名以下</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>11名以上20名以下</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>21名以上30名以下</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>31名以上</td> <td>250万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② ①以外の方式の契約の場合 :1事業所につき250万円</p> <p>※訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所(介護予防も含む。)であって、<u>令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。</u></p> <p>ウ 第4欄アで示す機器等のうち上記以外のもの :1機器につき30万円</p> <p>エ その他 <u>補助額のうち、第4欄で示す機器等と一体的に使用するための情報端末(PC、タブレット端末)について、1台あたりの補助額は10万円以内とする。</u></p>	職員数(申請時点)	基準額	1名以上10名以下	100万円	11名以上20名以下	150万円	21名以上30名以下	200万円	31名以上	250万円	<p>ア 機器等の合計経費 :1事業所につき1,000万円</p> <p>イ その他 <u>補助額のうち、第4欄で示す機器等と一体的に使用するための情報端末(PC、タブレット端末)について、1台あたりの補助額は10万円以内とする。</u></p>
職員数(申請時点)	基準額																																		
1名以上10名以下	100万円																																		
11名以上20名以下	150万円																																		
21名以上30名以下	200万円																																		
31名以上	250万円																																		
職員数(申請時点)	基準額																																		
1名以上10名以下	100万円																																		
11名以上20名以下	150万円																																		
21名以上30名以下	200万円																																		
31名以上	250万円																																		
職員数(申請時点)	基準額																																		
1名以上10名以下	100万円																																		
11名以上20名以下	150万円																																		
21名以上30名以下	200万円																																		
31名以上	250万円																																		
7 1事業所当たりの限度台数	<p><u>「移乗支援」・「移動支援」・「排泄支援」・「入浴支援」に該当するテクノロジーについては、導入目的ごとに以下を限度台数とする。</u></p> <p>【施設・居住系サービス】 利用定員数に1/10を乗じた数</p> <p>【在宅系サービス】 利用定員数に1/20を乗じた数</p> <p>※1台未満の端数は切り上げ</p>		7 1事業所当たりの限度台数	<p><u>ICT以外のテクノロジーについては、導入目的ごとに以下を限度台数とする。</u></p> <p>【施設・居住系サービス】 利用定員数に1/10を乗じた数</p> <p>【在宅系サービス】 利用定員数に1/20を乗じた数</p> <p>※1台未満の端数は切り上げ</p>																															

<p>8 要件等 (全て満たすこと)</p>	<p>ア 別表2のサービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(名称は問わない。)を設置すること。(※2)</p> <p>イ 別表3のサービスについては、交付決定年度内に、「ケアプランデータ連携システム」(「<u>介護保険資格確認等 WEB サービス</u>」に統合された場合は当該サービス)の利用を開始すること。「<u>居宅介護支援費に係るシステム評価検討会</u>」において、<u>ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを含む。</u></p> <p>ウ 本事業による介護テクノロジーの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること(「第9欄 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表」の効果の報告により確認する。)</p> <p>エ 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」(※3)の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、または事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。なお、SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策(一つ星又は二つ星)を講じていることを宣言すること。</p> <p>オ 厚生労働省が発行する資料(※4)を参考に業務改善に取り組み、第9欄に基づき、業務改善計画を作成すること。</p> <p>カ 補助を受けた介護事業所等は、科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence : LIFE(ライフ))による情報収集に協力すること。</p> <p>キ 補助を受けた介護事業所等は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)</p> <p>ク 県が設置する介護生産性向上総合相談センターが実施する研修を受講すること。やむを得ず、当該研修を受講できない場合は、厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」、「生産性向上フォローアップセミナー」又は「<u>デジタル中核人材養成研修</u>」を受講することとし、別途指示する方法により、受講報告書を提出すること。なお、本研修とは別に第9欄アに定めるとおり、介護生産性向上総合相談センターや相談窓口へ相談することとする。</p>
<p>9 業務改善計画の作成及び効果の報告</p>	<p>ア 業務改善計画の作成 補助を受ける介護事業所等は、業務改善計画を作成するものとし、県に提出する。 なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則として、県に設置されている介護生産性向上総合相談センターに相談するものとする。</p> <p>イ 業務改善に係る効果の報告 補助を受けた介護事業所等は、補助を受けた翌年度から3年間、当該事業所等においてアで定めた業務改善計画に対する効果を県に対し報告することとする。</p>

注記

【4 補助対象経費関係】
(留意事項)

- 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象とはならない。
- ＜福祉用具情報システム(TAIS)＞
(掲載先:<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>)
- 別表1(1)第4欄アのテクノロジーの機器等(介護ソフトを除く。)の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とする。なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して**別表(1)第6欄に定める1台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額とする。(2)のパッケージ型導入支援においては基準額の範囲内で付帯費用を対象とする。また、通信費は上記経費には含まない。**
- ＜機器等の導入に付帯して必要となる経費の例＞
 - 介護ソフト以外の介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等)
 - 介護ソフト以外の介護テクノロジーの導入に伴って導入するPC、タブレット端末 等
- 介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務(事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること(転記等の業務が発生しないものであること)とする。なお、**既に導入している介護ソフト等と組み合わせで一気通貫が実現できれば補助対象となる。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。**機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にすること。

<p>8 要件等 (全て満たすこと)</p>	<p>ア 別表2のサービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(名称は問わない。)を設置すること。(※3)</p> <p>イ 別表3のサービスについては、交付決定年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。</p> <p>ウ 本事業による介護テクノロジーの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること(「第9欄 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表」の効果の報告により確認する。)</p> <p>エ 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」(※4)の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、または事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。なお、SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策(一つ星又は二つ星)を講じていることを宣言すること。</p> <p>オ 厚生労働省が発行する資料(※5)を参考に業務改善に取り組み、第9欄に基づき、業務改善計画を作成すること。</p> <p>カ 補助を受けた介護事業所等は、科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence : LIFE(ライフ))による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。</p> <p>キ 補助を受けた介護事業所等は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)</p> <p>ク 県が設置する介護生産性向上総合相談センター(「<u>公財介護労働安定センター</u>」)が実施する研修又は厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」若しくは「生産性向上フォローアップセミナー」を受講すること。なお、本研修とは別に第9欄アに定めるとおり、介護生産性向上総合相談センターや相談窓口へ相談することとする。</p>
<p>9 業務改善計画の作成及び効果の報告</p>	<p>ア 業務改善計画の作成 補助を受ける介護事業所等は、業務改善計画を作成するものとし、県に提出する。 なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則として、県に設置されている介護生産性向上総合相談センターに相談するものとする。</p> <p>イ 業務改善に係る効果の報告 補助を受けた介護事業所等は、補助を受けた翌年度から3年間、当該事業所等においてアで定めた業務改善計画に対する効果を県に対し報告することとする。</p>

注記

【4 補助対象経費関係】
(留意事項)

- 同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認めない(補助は1機種限り)。**
- 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象とはならない。
- 「**福祉用具情報システム(TAIS)**」(「公財テクノエイド協会が提供。」で「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象とする。
＜福祉用具情報システム(TAIS)＞
(掲載先:<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>)
※TAISに公表されていない機器等であっても、別表1(1)第4欄に該当する機器等であれば、補助対象とする。
- 別表1(1)第4欄アの機器等の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とする。なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して**以下のとおり算出する。**
①主となる機器が介護ソフトの場合は、別表1(1)第6欄イに定める基準額
②主となる機器が介護ソフト以外の場合は、別表1(1)第6欄ア、ウに定める1台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額
また、通信費は上記経費には含まない。
- ＜機器等の導入に付帯して必要となる経費の例＞
 - 介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等)
 - 介護テクノロジーの**利用**に伴って導入するPC、タブレット端末 等
- (※1)**
重点分野のうち「介護業務支援」には、いわゆる介護ソフトも含まれる。介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務(事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること(転記等の業務が発生しないものであること)とする。なお、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にすること。

- ・居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合には、上記に加えて下記①を要件とする。また、施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合には、上記に加えて下記②を要件とする。なお、施設サービスとは介護福祉施設サービス、介護保険施設サービス及び介護医療院サービスをいう。
- ①公益社団法人国民健康保険中央会(以下「中央会」という。)が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査」の結果において、(1)「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、(2)中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。
- ②厚労省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、科学的介護情報システム(LIFE)について(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)に掲載されている「CSV 連携仕様書(LIFE)」に準じた CSV ファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。

【6 補助限度額関係】

- (※1)
 - ・職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。
 - ・職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。)とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数(常勤・非常勤の別は問わない)としても差し支えない。

【8 要件等関係】

- (※2) (参考)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集 (掲載先:<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf>)
- (※3)「SECURITY ACTION」とは、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する、中小企業・小規模事業者等自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。
 - ・「SECURITY ACTION」の概要説明 (掲載先:<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>)
 - ・「新5分でできる! 情報セキュリティ自社診断」 (掲載先:<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>)
- (※4)
 - ・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン (掲載先:<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>)
 - ・介護サービス事業所におけるICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き (掲載先:<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001276275.pdf>)
 - ・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集 (掲載先:<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001124428.pdf>)
 - ・介護ロボット等のパッケージ導入モデル (掲載先:<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001690574.pdf>)
 - ・介護現場で活用されるテクノロジー便覧 (掲載先:https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/r05_105_02_jgyohokokusho.pdf)

別表2 略

- ・居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合には、上記に加えて下記を要件とする。国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。また、いずれの情報にもない製品が申請された場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。
- <ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP> (掲載先:<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>)
- <厚生労働省 介護ソフトの機能調査 HP> (掲載先:https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou)
- ※調査結果は、厚生労働省から別途情報提供予定。

【6 補助限度額関係】

- (※2)
 - ・職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。
 - ・職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。)とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数(常勤・非常勤の別は問わない)としても差し支えない。

【8 要件等関係】

- (※3) (参考)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集 (掲載先:<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>)
- (※4)「SECURITY ACTION」とは、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する、中小企業・小規模事業者等自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。
 - ・「SECURITY ACTION」の概要説明 (掲載先:<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>)
 - ・「新5分でできる! 情報セキュリティ自社診断」 (掲載先:<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>)
- (※5)
 - ・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン (掲載先:<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>)
 - ・介護サービス事業所におけるICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き (掲載先:<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001276275.pdf>)
 - ・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集 (掲載先:<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001124428.pdf>)
 - ・介護ロボット等のパッケージ導入モデル (掲載先:<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283573.pdf>)
 - ・介護現場で活用されるテクノロジー便覧 (掲載先:https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/r05_105_02_jgyohokokusho.pdf)

別表2 略

様式第1号(第4条、第7条関係)			
介護テクノロジー定着支援事業 導入支援計画(報告)書			
介護事業所名			
○ <input type="checkbox"/> 介護テクノロジー等の導入支援			
<input type="checkbox"/> 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援			
1 導入するテクノロジーの種類 ※該当箇所に☑を付けてください。	<input type="checkbox"/> 移乗支援	<input type="checkbox"/> 移動支援	<input type="checkbox"/> 排泄支援
	<input type="checkbox"/> 入浴支援	<input type="checkbox"/> 機能訓練支援	<input type="checkbox"/> 食事・栄養管理支援
	<input type="checkbox"/> 認知症生活支援・認知症ケア支援		
	<input type="checkbox"/> 見守り・コミュニケーション		
	<input type="checkbox"/> 介護業務支援 ↓選択		
<input type="checkbox"/> 介護ソフト		<input type="checkbox"/> インカム	<input type="checkbox"/> その他
2 テクノロジー導入の準備 ※当てはまる場合、☑を付けてください。	<input type="checkbox"/> 利用者の安心並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会等において、現場職員とともに課題を議論した上で、導入を決定している。		
		<input type="checkbox"/> 令和8年度の鳥取県介護生産性向上総合センターの研修を受講し、受講アンケートを提出している。	
3 現場で生じている課題 ※テクノロジー導入で解決すべき課題を記載してください。			
4 テクノロジー導入に伴う業務プロセスの見直し、活用により達成すべき目標(成果)			
5 導入スケジュール	事業期間 ~		
6 他の補助金の活用の有無	※いずれかに○を付けてください。		
	<input type="checkbox"/> 有		
	<input type="checkbox"/> 無		
	「有」の場合		
	補助金名:		
補助金所管部署等名:			
問合せ先:			
※1 導入する目的、効果は、介護従事者の負担軽減等による雇用環境の改善、離職防止及び定着促進を中心に、数値を用いてできるだけ具体的に記載すること。			
※2 計画時の事業期間は、実績報告提出期限までに終了する計画とすること。			
※3 導入支援計画(報告)書には別紙を添付すること。			

様式第1号(第4条、第7条関係)			
介護テクノロジー定着支援事業 導入支援計画(報告)書			
介護事業所名			
介護保険事業所番号			
サービス種類			
○ <input type="checkbox"/> 介護テクノロジー等の導入支援			
<input type="checkbox"/> 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援			
1 導入する機器等	① 介護ロボットの対象機器名		
	② 介護ソフト		
	③ 介護ソフト製品名		
	④ ハードウェア製品名		
	⑤ その他(ネットワーク機器等)		
2 導入する目的、効果			
3 導入スケジュール		事業期間 ~	
4 他の補助金の活用の有無		※いずれかに○を付けてください。	
		<input type="checkbox"/> 有	
		<input type="checkbox"/> 無	
		「有」の場合	
補助金名:			
補助金所管部署等名:			
問合せ先:			
※1 事業所ごとに「介護テクノロジー等の導入支援」、「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」の導入支援計画(報告)書をそれぞれ作成すること。 なお、本書は1計画につき、1回までの補助とし、同じ内容での補助は不可。			
※2 導入する目的、効果は、介護従事者の負担軽減等による雇用環境の改善、離職防止及び定着促進を中心に、数値を用いてできるだけ具体的に記載すること。			
※3 導入支援計画(報告)書には別紙を添付すること。			

別紙(テクノロジー)
介護テクノロジー等の導入支援 所要(精算)額調査 入力
 事業所名 プルダウン選択
 自動入力

(1) 補助対象限度台数整理 (該当する場合のみ入力) ※導入目的ごと

	利用定員数	補助対象台数割合	補助対象限度台数
施設・居宅系サービス		1/10	0
在宅系サービス		1/20	0

(2) 全体経費 (単位:円)

	導入目的	事業費(a) (税抜額)	補助率(b)	a×b(c)	1台あたりの 基準額(d)※	導入台数(e)※	d×e(f)	補助額(g) cとfで小さい方
ア		0	4/5	0			0	0
イ		0	4/5	0			0	0
ウ		0	4/5	0			0	0
エ		0	4/5	0			0	0
オ		0	4/5	0			0	0
計		0						0

※gの合計:千円未満切捨

(3) 導入目的別経費内訳(aの内訳) (単位:円)

ア

機器名	台数	事業費 (税抜額)	発注日※	支払日※
計		0		

別紙(パッケージ)
介護テクノロジーのパッケージ型導入支援 所要(精算)額調査 入力
 事業所名 プルダウン選択
 自動入力

(1) 全体経費 (単位:円)

	導入目的 ※介護業務支援必須	事業費(a) (税抜額)	補助率(b)	補助額 a×b(c)
ア	⑬介護業務支援	0	4/5	0
イ		0	4/5	0
ウ		0	4/5	0
エ		0	4/5	0
オ		0	4/5	0
計		0		0

※cの合計:千円未満の端数切捨て、上限1,000万円

(2) 導入目的別経費内訳(aの内訳) (単位:円)

ア ⑬介護業務支援

機器名	台数	事業費 (税抜額)	発注日※	支払日※
計		0		

様式第2号(第4条、第7条関係)、様式第3号(第5条関係) 略

附 則

この要綱は、令和8年6月12日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別紙(テクノロジー)
介護テクノロジー等の導入支援 所要(精算)額調査 入力
 事業所名 プルダウン選択
 自動入力

(1) 補助対象限度台数整理 (ICT関連は除く) ※導入目的ごと

	利用定員数	補助対象台数割合	補助対象限度台数
施設・居宅系サービス		1/10	0
在宅系サービス		1/20	0

(2) 全体経費 (単位:円)

	導入目的	事業費(a) (税抜額)	補助率(b)	a×b(c)	1台あたりの 基準額(d)※	導入台数(e) ※	d×e(f)	補助額(g) cとfで小さい方
ア		0	3/4	0			0	0
イ		0	3/4	0			0	0
ウ		0	3/4	0			0	0
エ		0	3/4	0			0	0
オ		0	3/4	0			0	0
計		0						0

※gの合計:千円未満切捨て

(3) 導入目的別経費内訳(aの内訳) (単位:円)

ア

機器名	台数	事業費 (税抜額)	発注日※	支払日※
計		0		

別紙(パッケージ)
介護テクノロジーのパッケージ型導入支援 所要(精算)額調査 入力
 事業所名 プルダウン選択
 自動入力

(1) 全体経費 (単位:円)

	導入目的 ※介護業務支援必須	事業費(a) (税抜額)	補助率(b)	補助額 a×b(c)
ア	⑬介護業務支援	0	3/4	0
イ		0	3/4	0
ウ		0	3/4	0
エ		0	3/4	0
オ		0	3/4	0
計		0		0

※cの合計:千円未満の端数切捨て、上限1,000万円

(2) 導入目的別経費内訳(aの内訳) (単位:円)

ア ⑬介護業務支援

機器名	台数	事業費 (税抜額)	発注日※	支払日※
計		0		

様式第2号(第4条、第7条関係)、様式第3号(第5条関係) 略